

第一回國會
衆議院
厚生委員會會議錄第十八号

昭和二十二年九月二十九日(月曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

- 委員長 小野 孝君
委員 田中 松月君 堀山崎 道子君
飯村 泉君 堀武田 キヨ君
徳田 球一君
太田 典雄君 角田藤三郎君
福田 昌子君 武藤運十郎君
師岡 榮一君 國田 直君
竹田 儀一君 中嶋 勝一君
小笠原八十美君 小暮藤三郎君
村下 清治君 河野 金昇君
野本 品吉君 齋藤 晃君
出席政府委員
總理廳事務官 伊東 五郎君
厚生事務官 米澤 常道君

九月二十九日住宅問題小委員武藤運十郎君が委員長の名で住宅問題小委員長に選任された。

九月二十七日
生活協同組合法案に関する陳情書
(東京商工會議所會頭高橋龍太郎)
(第三一九號)
海外引揚者の更生に関する陳情書
(熊本縣引揚者總連盟理事長山中太吉)(第三二六號)
秋田縣水害に對する救済の陳情書外
三百三十五件(秋田縣立横手高等女
學校小林恭子外三百六十五名)(第三
二八號)
海外引揚同胞援護に関する陳情書
(島根縣外地引揚同胞更生會)(第三
三一號)

第二類第七号 厚生委員會會議錄第十八号 昭和二十二年九月二十九日

生活協同組合法案反對に關する陳情書(群馬縣商工政治協議會外二名)(第三六一號)
恩給増額に關する陳情書外一件(山口縣大島野白木村藤村梅三郎外六十八名)(第三六八號)
生活協同組合法案に關する陳情書(川崎市商工協同組合連盟會長小宮徳造)(第三七〇號)
結核療養所大阪府復元に關する陳情書(大阪府會議長田村敬太郎)(第三七二號)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
小委員長選任の件
住宅問題に關する件
兒童福祉法案(内閣提出)(第三三號)
兒童福祉法案 此れより會議を開きます。

兒童福祉法案を議題として審査を續けたします。野本品吉君。
○野本委員 私是最初に兒童福祉法案審議の基礎となるような事項につきまして質問したいと存じます。
第一にお伺いしたいと思ひますことは、厚生省の母子衛生課發表の資料によりますと、最近の妊産婦の體質等が逐次著しく低下、悪化しているようなことを發表しております。これは戦争以後長期にわたる過勞、それから營養の不完全から當然豫想されることであると思ひます。この點について實情を一應承つておきたいと思ひます。

○米澤政府委員 實は妊産婦あるいは乳兒等の問題につきまして、去年の七月から御承知のように正確な統計をとり始めまして、この六月分が最近とまりましたので、完全な一箇年分が近く數字に大體で上ります。それで去年の秋ごろわれ／＼が考へておりましたより、低下という問題は最近よくなつてきているようでありまして、ごく近日中に一年分の正確な數字がでますので、それをお届けしたいと思ひますから、その節に御了承をお願いしたいと思います。

○野本委員 同様に兒童、特に出生兒の體質、體力及び營養の狀態について、幾多の發表が厚生省からされてきているのでありますが、これも私も當然豫想されることでもあります。さらに經濟白書に示されておりますように、すでに過去九箇年以前の單量に比較いたしますと、現在の單量の體位といふものは、一箇年ずれていっているようなことも發表されておりますので、この點についてどのような事情になつておられますか、これを伺ひたい。

○米澤政府委員 これにつきましても數字をもつて一緒に説明させていただきますと思ひます。御了承をお願いいたします。

○野本委員 次に、これは敗戦各國に共通している問題であります。敗戦と浮浪兒の問題であります。われ／＼は驛に、あるいは汽車の中に、あるいは道路の上に浮浪兒の群を發見し、またその浮浪兒が著しく好ましからざる行動及び生活を續けていることを實に痛

痛しく思つております。現在における日本の浮浪兒の狀態がどのようになつてゐるか、それから浮浪兒について現在とられた方策及びその實情についてお伺ひいたします。

○米澤政府委員 御承知のように、終戦後またに浮浪兒の問題が出てまいりました。政府といたしまして、まず兒童問題といたしましてこの問題に氣をつけてまいつたのでありますが、昨年浮浪兒の問題につきまして緊急の對策をつくりまして、これらの最も多いと思われまゝ六六六に福加をえまして、それらの各地に浮浪兒對策委員會を設けました。また特にこの浮浪兒の收容施設等を、きわめて應急的ではありましたが設置いたしました。昨年の暮から今春にかけてはそれぞれで上つていっているのであります。

その以外の府縣におきましては、具體的にさういふ施設等は臨時に増設することはなく、今までの收容所關係の施設その他に收容したてゐるのであります。今申し上げましたように、七六六府縣に關しまして二億三千萬圓ぐらの豫算を緊急に出しまして、兒童の鑑別機關あるいは收容施設、一時保護所、こゝろいものを設けまして、應急對策を實施している次第であります。

○野本委員 七六六府縣に委員會を設けまして應急の對策を實施せられつつあることは、かね／＼承つておりますが、その實情を詳細に調べますと、遺憾ながらわれ／＼の期待に副うようになつておらないと思ひます。また浮浪兒の問題は、應急對策だけではどうも完全には解決することができないので、これらの浮浪兒に對しましては、國として恒久的な對策を考へる必要があると思ひますが、この點につきましてもどういふふうにお考へになつておりますか。

○米澤政府委員 まつたくだいたの御意見の通りであります。政府といたしましては、實は應急的の對策ができたという段階であるのであります。つきましては福祉法案によりまして今後恒久的な對策を考へたいと思つてゐるのであります。特に浮浪兒につきましては、できるだけの教育あるいは職業指導その他の面におきまして、今後の恒久的な對策を十分立てていきたいと思ひます。

○野本委員 先般の厚生大臣の本案提出の理由説明といたしまして、兒童福祉法は一般青少年全體を對象として考へられてゐるということを言われております。まさにさうでなくてはならぬと私は考へますが、ここで伺ひたいことは、青少年としての社會教育、それから學校教育との關連の問題であります。この法案を提出するにあたりまして、文部當局との間にこれらの關連につきましても、どのような交渉をもつて進められてゐるかということをお伺ひいたします。

○米澤政府委員 この青少年對策につきましては、もちろんお説のように、

問題は、應急對策だけではどうも完全には解決することができないので、これらの浮浪兒に對しましては、國として恒久的な對策を考へる必要があると思ひますが、この點につきましてもどういふふうにお考へになつておりますか。

文部省系統からは教育の面からする問題が非常に多いと思ひます。あるいは司法関係の刑事政策の面からする問題、ただいまお話の社會教育の面から

考へられなくてはならぬ問題、いろいろ文部省あるいは厚生省において関連する事項が非常に多いのであります。が、われ／＼といたしましては、ぜひ現行の制度においてそれ／＼専門的な立場からこの問題を取上げていくという方が、むしろ効果的であるというふうにも考へられますので、教育の面から文部省系統において／＼施策いたします問題と、厚生省において福祉の面において取上げていく問題、これは多少理窟の上ではわかりやすけれども、實際問題として錯雑するような點も、二機想されたいこともないのであります。大きな點から、教育の面からする／＼な施策、また福祉保護、こういう立場からいたします行政と、やはりそれぞれの立場から児童を保護指導していききたい、こういうふうにご相談しておるような次第であります。

○野本委員 その問題に關連しまして具體的な問題につきまして伺ひたいと思ひます。その一つは、現在文部省として實施されておる／＼の學校給食の問題であります。學校給食の實施の實情を見ますと、私もからしますとはなほ遺憾の點が多いのであります。たとえば給食の費用が地方に交付される。これを金をもつて支給するとか、あるいは物によつて支給するにしましても、きつめて便宜主義的な、間に合はせる方法をとつておる場所が相當多いのであります。この學校給食の問題は、児童の營養の問題を根本的に解決しようとする大きなねらいが

あるのであります。が、厚生省の學校給食に對する考へ方は、どういふふうな考へ方であるか、これをひとつ伺ひたい。

○米澤政府委員 學校給食につきましては、關係方面と厚生省、農林省、文部省と連絡いたしまして、實施してゐるような次第であるのであります。が、御承知のように、食糧關係の事情さへ許しますれば、學校給食によつて學校において營養を補給し、また學童のいろいろな實際學校において辨當をもつてくる子供があつたりなかつたりするといふような困難な問題も解決ができると思はれますので、厚生省といたしまして、この學校給食につきましては、文部省にできるだけの連絡をいたしまして、資材の配給その他について非常な協力をしているような状態であります。一應は文部省の方でこれを所管してやつていただいているような實情であるのであります。

○野本委員 學校給食の問題につきまして、學校當局はきつめて熱意をもつて効果的にこれを行おうとする考へをもつておるのであります。ただいまお話のありました資材の入手その他につきまして、あらゆる方面に連絡があるものであります。この連絡の打開に對しまして厚生省、それから農林省等がもつと積極的に文部省に協力し、また實施の内容等につきましても、十分目を屈かせる必要があろうと思ひます。今後この點に關しまして一段と努力せられまして、せつかく實施されておりますところの學校給食が、遺憾なくその効果を發揮することできますよう、途を開いていただきたいと思います。すが、この物資の補給その他につきま

して途を開くことのできる確信と申します。か、そういう豫想がつかますかどうか、一應お伺ひしたいと思います。

○米澤政府委員 これはただいま私から申し上げる材料が乏しいのであります。が、御承知のようにこの秋から關係方面の奨めによりまして、ミルクをさらに配給することにしたしております。國內の食糧事情その他から申しますと、國內の／＼な食糧をさらにこの點に増すといふことにつきましては、非常に困難な事情があるものと考へております。が、これにつきましてはできるだけ御説のように厚生省としまして努力せねばならぬものと考えておるのであります。

○野本委員 ぜひこの問題につきましては一段の努力をしていただきたいことを要望する次第であります。

次に、お伺ひしたいと思ひます。ことは、少年救護法と児童虐待防止法の第一條に示されております児童及び少年の年齢範圍と、児童福祉法に示されておりますところの年齢範圍とは著しく違つております。特に從來十四歳までを對象としておりましたものを、十八歳までに延長しました理由を一應お伺ひしたい。

○米澤政府委員 ただいま御指摘の通り、少年救護法と児童虐待防止法に關しましては十四歳をもつて限界といたしておつたのであります。が、このたびの福祉法案におきましては十八歳までこれを引上げたのであります。これは先ほど／＼お話のありましたように、特に戦後の浮浪児の問題、あるいは一般の青少年の不良化といふような問題を檢討いたしました結果、十四歳未満といふよりも、それ以上の年齢層に

おきまして、問題とすべき児童が相當多く見受けられるのであります。この際これを十八歳一十歳を區切る點につきましては、御承知のように十六歳あるいは二十歳といふ／＼あるのであります。けれども、たとえば労働基準法等におきまして十八歳をもつて少年労働の限界といたしておるような實情でありますので、十四歳から十八歳まで引上げたような次第であります。

○野本委員 ただいまの年齢の限界を延長せられましたことにつきましては私も同感なのであります。が、なお私の調査いたしましたところによりまして、警視廳におきまして昨年度におきまして取扱ひました犯罪青少年の年齢の状況を見ますと、男子におきまして十六歳から年を加うるごとに急カーブをもつて二十一歳まで激増しております。以下上下してだん／＼少くなつてきておるのであります。従つてこの年齢延長につきましては、私はこの十六歳から二十歳まで逐年著しく増加の傾向にあるといふことから見まして、年齢の限界を延長しましたことにつきまして同感の意を表するものであります。なおやみの女の年齢別調査におきまして、同様の傾向をこの調査では示しておることになつておるのであります。この年齢の延長につきましては同感の意を表します。

次に、この児童福祉法の第七條に「この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児童施設、療育施設及び救護院とする」とありますが、別に社會事業法の適用する事業といたしまして、一、養老院、救護所その他生活扶助、それから二、育児院、託児所

その他児童保護、三、施療所、産院その他施療、救護または助産保護、四、授産場、宿泊所その他經濟保護、こうあります。私が特にここではつまりお伺ひしておきたいと思ひます點は、この社會事業法の適用事業と、第七條に示されてある事業との間に、ほとんど見るべき違ひがないといふことである。特に私の遺憾とする點は、児童福祉法は社會事業的な性格がその大部分を占めておまして、児童福祉の増進に對する積極面において著しく缺けておる點があるのではないかと私は感ぜざるを得ないのであります。この點につきましてどのようにお考へになつておりますか、はつきりお伺ひしたいと思ひます。

○米澤政府委員 社會事業法との關係であります。社會事業法は御承知のように施設の範圍を命令に關つておりますので、この福祉法における施設は、社會事業法の施設とは別個の調和をとります。社會事業法に對してはこの福祉法は特別法といふか、こうを考へて、これらの施設は社會事業法の施設ではなく、この福祉法の福祉施設といふふうにお考へております。お話のようにこの施設が社會事業的な色彩が強いものであるといふことであります。が、この點はわれ／＼といたしまして、児童福祉法といふ以上は、できるだけ積極的な明るい面をぜひ取上げていと思つておるのであります。あるいは児童厚生施設、保育所等あります。とか、乳児院とつた施設を、今の單に救護的な、貧困要件のみを條件とするといふ施設でなしに、一般的に乳児院、保育所、助産施設といふものを考へておるのであります。積極的な面

て、有給の児童委員を中心として、名譽職である民生委員と一緒になつて廿

分に活動をお願いしたい、こういうふうに考えておるのであります。

○野本委員 有給の児童委員によつて活発な活動をしたというお考えにつつましましては、私もきわめて賛意を表するものであります。有給の児童委員というのは、いかなる人はいかなる賛

か、この點をお伺いしたい。

○米澤政府委員 有給の兒童委員につ
きましては、近く追加豫算をお願い
たしてあるのでありますが、約三百名
近くの委員を本年度において計上い
しております。これは必要によりま
う、將來増員等をできるだけ考えて

きた」と考へてゐるのであります。が本年度におきましては、一應その程度
の設備を考へて豫算に計上いたしてお
ります。これらの委員の選任につきま
しては、どういふ範圍からとるかと
問題が非常な問題であるのでありま
して、これは法案に書いております
うに、事務吏員あるいは技術吏員

公吏の身分をもつものでございますが、その仕事がいわゆる縣廳その他におけるデスクワークでは全然ありませんで、街頭に出て働いてもらうというんで、街頭に出て働いてもらうという意味で、十一條にその使命をはつきり書いてあるのでございます。こういふふうな特殊の役目でありまして、その選考につきましては、できるだけ

の方面に専門の、熱意のある方々に
願ひしなければならぬ、考えておる
でありまして、現にあるいはこうい
ふような事業に關係しておいになる
の中にも、こういう兒童委員として

際街頭に出てやつてみたいというよう
な希望の方がたくさんおいでになるよ
うに見受けるのであります。またある
いは教職員その他の経歴をもつておい
でになる方におきましても、適任の方
が相當おられるのではないかと。こ
ういふふうにお考えをしております。
かように考えております。

○野本委員 三百名の有給の児童委員
に對しまして、どの程度の豫算の措置
がとられるのであります。

○米澤政府委員 有給の児童委員は大
體二級官の待遇であるのであります
で、一人當りの年額が一萬六千圓程
だろふと思つて、このほかにいろいろ
な加給といふのはあるのであります
が、本俸はその程度に計算いたして
おります。

○野本委員 児童福祉法の適用により
まして、妊産婦または乳兒もしくは幼
兒の保護者に對しては、命令の定める
ところにより、その費用を代つて負擔
しなければならぬ。これは都道府縣
であります。これらの診療費その他の
費用の算定の基準といふようなもの
をどういふふうにお考えをされて
おります。

○米澤政府委員 これは児童委員の證
明書を出していただきまして、それに
よつて無料といふふうなことに扱つて
いきたいと思つておりますが、その診
療費の算定等につきましては、やはり
現在の健康保険の標準を大體標準に
していかざるを得ないものと思つて
おります。

○野本委員 第二十二條を見ますと
「市町村長は、保険上必要があるに
もかわらず、經濟的理由により、入

院助産を受けることができない妊産婦
を助産施設に入所させて、助産を受け
させなくてはならない。但し、附近に
助産施設がない等やむを得ない事由が
あるときは、この限りでない。」と示
されております。私は日本の農村、山
村、漁村等の實情を見まして、助産
施設をもつておりますものがきつて少
いと思つてあります。従つてこの條
文をきつめて消極的に解釋し、消極的
に適用するといふことになりまして、
かような事柄は農山漁村のためには、
ほとんど何らの意味もなさぬといふ
うちに、考えられないこともないと思
つてあります。これらの農山漁村
における扱いにつきましては、どうい
ふふうにお考えになつておりますか。

○米澤政府委員 第二十二條の助産施設
の問題であります。實はこの但書を
つけましたのは、われ／＼として、
できるだけ助産施設が全國に擴充され
て、どこに農村におきましても、この
規定に書いてありますように、該當す
る産婦がありました場合、ぜひともそ
ういふ助産施設にはいつてお産をし
ていただくのでありますけれども、
今日の實情におきまして、かかる助産
施設は、たゞいま御指摘のようにもち
ろん十分ありませんので、やむを得ず
この但書をつけておるような次第であ
ります。將來助産施設が十分擴充され
まして、できてまいりますれば、この
但書は實際問題としては働かない。こ
ういふふうにお考えを希望いたして
おるのであります。無産の農村、あ
るいは特に人口稠密な都市、こゝにい
ふうな所では、計畫を進めていき
たいと思つておるのであります。

○野本委員 児童福祉法の實施及びそ
の完全な活用のために、たゞいま言わ
れたような將來できたならばというこ
とでなしに、この際これらの施設を積
極的に、全國津々浦々に行渡らせるよ
うな方法をとることについてお考えに
なつておられますか。

○米澤政府委員 こゝにいふたうい
な施設をできるだけ設置するといふ問
題につきましては、本年度は實は年度
の途中でありました關係、その他地方
の財政關係等もありますために、本年
度の追加豫算には計上することができ
なかつたのでありますけれども、助産
施設あるいは次の條文にありますが保
育所その他の施設につきましては、でき
るだけ年々設置していかねばならぬ
と考へておるのであります。しかし財
政上の問題もあるものであります。わ
れわれといひましては、できるだけ
早く全國的にかかる施設ができますよ
うに、折衝していきたく思つておる
のであります。また助産施設等につ
きましては、現在相當ある施設をこの
法律による施設として、できるだけ既
設のものを運用していきたく思つて
おるのであります。

○野本委員 たゞいまお話になりまし
たように、助産施設の問題にいたしま
しても、それから乳兒院の問題にしま
しても、保育所の問題にしましても、
児童厚生施設の問題にしましても、養
護施設の問題にしましても、精神薄弱
児童施設にしましても、療養施設にしま
しても、形の上においては非常に整つ
ておるのでありますけれども、かよう
な施設を十分に利用活用し得る條件が
與えられておらない。従つて、ここ
こゝのことを掲げてありますけれども

も、實際その活用の上から見ますと、
きつめて微々たるものになるのではな
いかといふことを、私も心配して
おるわけでありまして。従つて児童福祉
法という、子供のための、お母さんの
ための、非常に期待のかけられる新し
い法の實施とともに、これらの施設が
全國的に普及するように、さらに一段
の努力が望ましいと思つてあります。
私はこの法案審議の基本的な事柄
として、以上の事柄をお伺ひして、一
應この質問を打切つておきたいと思
ひます。

○小野委員 長 此の際、先日の委員
會で河野金昇君から取上げられました住
宅問題の緊急質問を暫時續行いたすこ
とにいたしましたと思ひます。河野金昇
君。

○河野委員 復興院の伊東局長が來て
おられるのでありますから、私がこ
の質問を提出しておいたのに對し
て、おそろしく御答辯があると思ひま
すから、この御答辯から承りたいと存
じます。

○伊東政府委員 住宅營團の設置以來
の活動状況と申しますか、さういふ點、
現在の經營の狀態について数字的にお
伺ひがありましたから、御答へ申し上げ
ます。住宅營團は昭和十六年五月に
住宅營團法に基いて設立されました。
その際財團法人同潤會を統合してでき
たものであります。十六年にできまし
てから昨年の十二月二十三日閉鎖にな
りますまでに、住宅の建設戸数は總數
十七萬八千二百五十一戸であります。
そのほかに建物ではなく、建物をセツ
トとして賣却したものが三萬七千戸分
ほどございます。これに従事しており

ました役職員等は、東京の本部のほか
に、八支部に支張所がございまして、
そこに約五千人ほどの人がこの仕事に
従事しておりますが、ただいまそれ
ぞれ職を求めまして、あるいは復興院
におきまして勤務いたしまして、現在
は約千三百名ほどになつております。
それから住宅は貸家、分譲住宅、その
ほかこれに附帶しました厚生施設など
もございまして、現在閉鎖機關整理委
員會において經營いたしておりますも
のが八萬五千七百六十六戸ござい
ます。その内譯を申しますと、同潤會から引繼
いだものが六千六百三十四戸、それ
から終戦までに營團がつくりましたものが
三萬一千二百二十五戸終戦後につくり
ましたものが四萬二千七百七十七戸、その合計
八萬五千七百六十六戸を現在經營して
おります。この整理委員會におきまして
管理しております住宅營團の財産の處
分につきましては、住宅以外のものに
ついては競賣その他の方法で處分して
おります。建築資材なども相當もつて
ございましたが、約一億圓ほどのものは
戦災復興院が一手に買取りまして、庶
民住宅の建設に振り向けております。
今回の水害地にもその一部は使用する
ことになつておるやうなわけでありま
す。そのほかいろいろな財産の處分は、
住宅以外のいろいろな財産の處分は、
競賣等の方法で著々進めております
が、住宅につきましては、ほかの財産
の處分と同じような方法では不適當で
ありますので、この處分につきましては、
たゞいま慎重にその處分の方法
を研究しているわけでありまして、こ
の前のお尋ねの際にありました東京の昭
和町の八清住宅につきまして、附け加
えて簡単に申し上げておきますが、こ

これは約八百戸ほど現在あります。戦時中に、八日市屋清太郎という人が軍部にこの住宅を供給し、経営しておつたものであります。終戦と同時にこの對象を失つて、荒廢のおそれがありますので、住宅營團の東京支部がこれを一括買受けて、一般庶民住宅として経営しておつたのであります。その賣買の際に、この營團の支部と八日市屋氏との間に、これに附屬しておりました映畫館と浴場があるのであります。これは八日市屋氏の方が賃貸する、それから一戸少し大きな建物があります。これは八日市屋氏に賣りますが、これを一年間無償で八日市屋氏に貸與する、こういつたような了解事項があつたやうであります。この映畫館と浴場は相當利權などもつきまとう問題でありますので、慎重に處分の方針をきめなければならぬと思ひますが、この浴場については、去年の四月に燃料がなくなつたので、これを電化しなければならぬという問題が起きました。この居住者の方で電化して経営をしたいということをお申入れたやうであります。その後、居住者側と、八日市屋氏との間に、閉鎖機關整理委員会において何らかの打開策を講ずる豫定でただいま折衝中でありま。それから八日市屋氏が買ひもどしを受けるという建物であります。この人を買ひ受けた希望があつたのださうであります。現地隊長の派書をもつて整理委員会に交渉いたしました。この八清住宅處分問題の事が出まして、委員会側から、閉鎖機關の特種整理に属するものであります。

ら、これは原則として競賣に付するものである。居住者の申請があれば分譲もなし得るというやうなことを申したさうであります。それが居住者の間に傳はりまして問題になつたやうであります。この問題につきましては、先ほど申しますやうに、この住宅の處分はほかの財産のように競賣に付するといふやうな方針は必ずしもとりませんつもりであります。この點につきましては研究中でありますので、この點をよく現地の居住者に納得していただくやうに、整理委員会においてたゞま努めているのであります。大體以上でございます。

○河野委員 くだいようですが、はつきりもう一度承つておきたいのは、こゝにいつた住宅營團のもつていた建物なかに對しては、一生懸命相談はしておられるが、まだ方針が確定しておられない。土地とかその他の資材は競賣に付しておられるが、まだ住宅は競賣に付するとも、しないとも最後の決定は、復興院の方においてもしておられないといふやうに解釋してよいのでございませぬ。

○伊東政府委員 住宅以外の財産もまだ全部は處分しておりませんが、大體これはさうむづかしいものでありませぬから、なるべく有利に處分をしてやうといふことで進めております。住宅については、お話の通りこれから研究してきめたい、急速に對策を立てたいと思つております。

○河野委員 今の八清住宅の問題であります。すでにここに住んでゐる何百人かの人が、四百戸か五百戸の戸数のものは、三千圓か四千圓で拂ひ下げるといふことを信じて署名をして、司

令部にまでそれを持つていつてゐるやうであります。こゝういふ問題は司令部で勝手に處分ができるものか、それとも日本政府に相談して決定するものであります。その點をはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 これは閉鎖機關整理委員会が整理するわけでありまして、司令部がやるわけではないのであります。ただ閉鎖機關でありますから、いろいろ司令部の指示は受けなければならぬと思ひます。

住宅につきましては、戦災復興院としまして、住宅政策の面から主張する面は主張しなければならぬと思つております。債權者の利益の保護と、居住者の利益といふことを両面考へ併せて解決されることになると思つております。

○河野委員 もうこれだけで失禮いたしますから……。今の問題と附屬しておる映畫館と浴場の問題であります。局長のさきの説明では、八日市屋から買ひとるに、營團が賃借してまた八日市屋に貸すという約束があつたやうに言われておりますが、少くともこの數年間というものは、營團に賣つて金は八日市屋がとつておつて、浴場並びに映畫館を使用しておつて利益を得ておるにもかかわらず、家賃を一錢も拂つておらぬ事實があるものであります。さういふところ、しかもさういふわがままをしておるものに對しても何ら毅然たる態度を當局がとり得ない。閉鎖機關においてもさうであります。が、さういふところからおそろくこの住宅に住んでおる人は、いろ／＼な疑心暗鬼が起きておることだらうと思ふのであります。この點もはつきりと賃

したものであるならば、やはり數年間で相當の利益を得ておるはずであります。それから、家賃をとるのが當然である。今後も依然としてこの八日市屋にやらせるのか、それとも住民の希望があるならば、住民の委員会といふですか、何らかの形でできたならば、さういふものにやらすことができるか、今はつきり方針が伺えれば仕合せであるし、承ることができないならば、早速關係方面と話を付けて、ここに住んでゐる人々の不安を一掃する意味において、はつきりした態度をとつていただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 映畫館、浴場の問題は直接戦災復興院が關與する問題ではありませんが、これまた一括して建てられました住宅の問題なんかとある程度關連をもつた問題でありますし、私どもとしても、これは關心をもつておる問題でありますから、これは結局整理委員会問題になります。私の方からよくくだないま伺つたやうな事情も含んだ上、なお問題を起さないやうに解決するやうに話してみたいと思つております。

○小野委員長 住宅問題が出ましたので、この際お語りたしたいと思ひますが、先日この委員会に住宅問題に關する小委員会を設けたのでございませぬが、まだ小委員長がきまつておらないのでございませぬ。つきましては他の小委員会の委員長も委員指名という形をとりましたやうな關係もありません。で、この際皆さんの御承認を得られれば、委員長において指名いたすことになつたと思ひますが、御異議ございませんか。

○小野委員長 それでは御異議なしと認めまして、さうに取計ります。住宅問題に關する小委員会の委員長に武藤運十郎君を指名いたします。なお本日は午後五時と速記の都合もつくりでございますから、折角の機會です。午後一時から續行いたしますことになつたので、暫時休養いたします。

午前十一時五十分休養

(休養の後は會議を開くに至らなかつた)

昭和二十二年十一月十三日印刷

昭和二十二年十一月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類第七号)

(四六四)